

「疾病、傷害及び死因の統計分類」の改正について(報告)

1. 「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第 10 回改訂(ICD-10)」について

- WHO(世界保健機関)が勧告する国際的に統一した基準で定められた死因・疾病等の分類
- 日本では、ICD に準拠して、統計法に基づく統計基準である「疾病、傷害及び死因の統計分類」(総務省告示)を定めている。

2. 今回の改正の経緯

- ICD-10 について、WHO において、新型コロナウイルス感染症流行に伴い、第 XX II 章 特殊目的用コードの「原因不明の新たな疾患又はエマージェンシーコードの暫定分類(U00-U49)」の一部について名称変更が行われた。
- これを受け、WHO が示したエマージェンシーコードの名称変更を「疾病、傷害及び死因の統計分類」に適用することについて、厚生労働大臣から社会保障審議会へ諮問し、審議を行い、了承され、厚生労働大臣への答申が行われた。
- 当該エマージェンシーコードの名称については、令和3年5月 26 日から6月1日に開催された「第 25 回疾病、傷害及び死因分類専門委員会」における審議を踏まえて和訳が決定された(なお、令和4年6月1日に開催された「第 9 回疾病、傷害及び死因分類部会」において報告済)。
- その後、厚生労働省における諮問答申を踏まえ、総務省において総務大臣から統計委員会へ諮問し、審議を行い、了承され、総務大臣へ答申が行われた。

3. 告示及び施行について

- 総務省において令和6年5月 15 日に告示が行われ、令和6年6月1日施行された。
 - ・官報 号外第 115 号 総務省告示第 164 号(参考資料1)